

別添

鳥取県立総合療育センター医療産業廃棄物収集運搬処分業務仕様書

1 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務内容

鳥取県立総合療育センターから排出された医療産業廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の法令に基づき適正に処理すること。

3 医療産業廃棄物の種類及び予定数量

廃棄物の種類	予定数量
（１）感染性廃棄物 ４５リットル段ボール箱	１，４４０個
（２）感染性廃棄物 ２０リットルペール缶 （鋭利物及び鳥取県立総合療育センターが用意する 小型缶を入れる）	７個
（３）感染性廃棄物 １８リットルポリタンク （血液等）	１１個
（４）非感染性廃棄物 ４５リットルビニール袋 （廃プラスチック、金属くず、ガラスくず等）	２１０袋

※予定数量は見込数量であり最低数量を保証するものではなく、実際の数量は増減するものとする。

4 搬出方法

- （１）廃棄物収集運搬車により、鳥取県立総合療育センター内の廃棄物置場から搬出すること。
- （２）搬出は定期的に原則月２回行う。ただし発注者から要請があった場合は、定期以外の搬出にも対応すること。
- （３）３（１）～（３）の廃棄物の容器は受託者が用意すること。

5 再委託の禁止

委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て関係法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。

6 業務終了報告

受託者は毎月の業務が終了した後、３０日以内に業務終了報告書を作成し、発注者に提出すること。
ただし、業務終了報告書はマニフェストに代えることができる。

7 委託料の支払

発注者は、６の業務終了報告を受けた日から１０日以内に検査し、検査完了後、受託者は当該月分の支払請求を行うこと。

なお、請求に当たっては、各契約単価にそれぞれの実績数量を乗じて得た金額の合計金額に、当該金額の１０パーセントを乗じて得た金額（１円未満は切り捨てるものとする。）を加算した金額を請求すること。